

警備業法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会閣法第三五号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、警備業者等の欠格事由に関する規定の整備

1 暴力団員等に係る欠格事由の追加

(1) 暴力団員等が正規の役員にはなっていないなくても、その事業活動が暴力団員等の影響下にある場合には、その者は、警備業を営んではならないこととする。

(2) 暴力団員以外の者でも、暴力団員に暴力的要求行為を依頼するなどして暴力団対策法上の命令又は指示を受けた者については、警備業者、警備員等の欠格事由に該当することとする。

2 精神病者に係る欠格事由の見直し

(1) 警備業者、警備員及び機械警備業務管理者については、精神病者に係る欠格事由を、心身の障害により業務を適正に行う能力を有しない者として、国家公安委員会規則で定めるものに改めることとする。

(2) 警備員指導教育責任者の、精神病者に係る欠格事由を廃止することとする。

二、変更の届出に関する規定の整備

代表者の氏名等の全国的に共通する事項の変更に係る届出書については、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）にのみ提出すれば足りることとする。

三、その他

警備業者について、病気・災害等正当事由がないのに、認定を受けてから六月以内に営業を開始せず、現に営業を営んでいないこと等が判明した場合、公安委員会は、当該認定を取り消すことができることとする。

四、施行期日

本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。